

事 務 連 絡  
平成19年3月16日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

グリベック錠100mgの使用上の注意等の変更に伴う留意事項の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0316003号  
平成19年3月16日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

グリベック錠100mgの使用上の注意等の変更に伴う留意事項の一部改正について

グリベック錠100mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成17年6月10日保医発第0610001号）において、保険診療上の留意事項を通知しているところであるが、今般、同製剤の使用上の注意等が変更されたことに伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、関係者に対して周知徹底方お願いする。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成17年6月10日保医発第0610001号）の2の（2）を次のように改める。

(2) グリベック錠100mg

本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。